五感に
ごちそう
かなざわ

金沢の食文化推進事業補助制度

民間の知恵と行動力によって、金沢の食文化の継承及び振興を図るため、**団体等のアイディアから生み出されたプロジェクト企画を募集し、その取り組みを支援します。**

対象事業

①金沢の食文化・食産業の**新たな魅力や価値**を生み出す取り組み
②金沢の食文化の魅力を**国内外に発信**する取り組み
③金沢の**食文化の継承、人材の育成**に資する取り組み
※営利を目的とするものは除く

支援内容

対象経費の1/2以内（限度額30万円以内）の補助金の交付

申請の流れ

応募書類の提出 → 審査・採択（市） → 補助金申請書類提出 → 審査・交付決定（市） → 実績報告・請求

令和６年度の採択事業の一例

カナザワあんこ市

加賀野菜スイーツイベント

金沢市経済局産業政策課

補助制度の概要

応募資格	次に掲げるすべての条件に該当する団体が対象 ・金沢市内に事務所等を設置している ・団体の定款、規約等を有している ・応募事業を着実に実施できる事務及び組織体制がある ※実施事業が本市の他の補助制度による補助金その他これに準ずるものの交付を受けた団体等に対しては、交付しない
対象事業	① 金沢の食文化・食産業の新たな魅力や価値を生み出す取り組み ② 金沢の食文化の魅力を国内外に発信する取り組み ③ 金沢の食文化の継承、人材の育成に資する取り組み ※各団体における**新たな取り組み**で、補助金交付決定の日から令和８年３月31日までに完了する事業が対象
支援内容	対象経費の1/2以内（限度額30万円以内）の補助金交付 〔対象経費〕 講師等の謝礼・旅費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、借上料（会場等）、消耗品費等のプロジェクト企画の目的を達成するために有効な直接経費 〔対象外経費〕 懇親会等の飲食費、人件費・光熱水費等の経常的経費、備品購入費等
採択基準	・金沢の食文化の魅力を広く発信でき、市民の気運を盛り上げることができること ・独創性や金沢の食文化への思いが感じられること ・他の団体等に影響を与え、事業の広がりが期待できること ・応募団体が着実に事業を実施できること ・政治、宗教、選挙活動を目的とするものや公共の福祉に反するものは除く
その他	採択事業では、金沢の食文化の継承・振興のためのシンボルマークをご活用いただいております。（ホームページよりダウンロード可） 五感にごちそうかなざわ　五感にごちそうかなざわ

【お問い合わせ】
金沢市経済局産業政策課
☎ 076-220-2204
✉ sansei@city.kanazawa.lg.jp

詳細はこちら
金沢市　食文化補助金